

新型コロナウイルス感染症にかかる入院共済金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

J A共済では、2020年4月から実施しております新型コロナウイルス感染症にかかる入院保障の特別取扱い（以下「みなし入院」）のお支払い対象者について、令和4年9月26日（月）より、以下のとおり見直します。

1. 「みなし入院」のお支払い対象者について

令和4年9月26日（月）以降、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断された方のうち、重症化リスクの高い以下の方とします。

■重症化リスクの高い方

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・妊娠中の方

※ 令和4年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断されていた方につきましては、重症化リスクに限らず、従前どおりのお取扱いといたします。

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース	診断日*	
	9月25日以前	9月26日以降
入院された場合	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 <u>(特別取扱い)</u>	重症化リスクの高い方	○ お支払対象
	上記以外の方	× <u>お支払対象外</u>

※ 検査日ではなく、診断日での判断となります。

2. 「みなし入院」の取扱いを開始した経緯について

入院共済金等は、共済約款において「医師による治療が必要」であり、「自宅等での治療が困難」なため、「病院または診療所に入り」、「常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払対象とする旨、定めています。

令和2年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患され、病院または診療所への入院が必要な状態にも関わらず、病床の逼迫等の事情により入院することができない状況が発生しました。

こうした中、JA共済では、組合員・利用者の「安心」と「満足」を提供するというJA共済事業の使命のもと、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養を余儀なくされた場合も、約款上の定義には該当しないものの、「入院」と同等に取り扱う特別取扱い（みなし入院）を開始いたしました。

3. 今回の見直しの背景について

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象範囲について、令和4年9月26日（月）以降は全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定されることが公表され、あわせて療養の考え方についても見直されることとなりました。

今回の政府による措置等を踏まえると、重症化リスクの高い方以外（医師による発生届の対象とならない方）については「常に医師の管理下において治療に専念する」状態との判断ができなくなることから、令和4年9月26日（月）以降の「みなし入院」のお支払い対象者について、見直すことといたしました*。

※ 今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

4. 見直し後のご請求手続きについて ※令和4年9月21日更新

以下のとおりとします。

入院を要する方	以下（1）を参照ください。
65歳以上の方	入院した場合 以下（1）を参照ください。 宿泊・自宅療養した場合 以下（2）を参照ください。
妊娠中の方	
重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方	

（1）入院した場合

入院・通院・手術等証明書（診断書）

または

生命共済治療報告書 + **領収書または診療報酬明細書**

※ 入院を要するにも関わらず、病床の逼迫等により入院が出来ない事情が生じた場合は、医療機関または自治体記載の「療養期間証明書（JA共済所定様式）」を提出ください。

(2) 宿泊・自宅療養した場合

① My HER-SYS（療養証明画面）を準備いただける場合

生命共済治療報告書 + My HER-SYS（療養証明画面）

② My HER-SYS（療養証明画面）を準備いただけない場合

生命共済治療報告書 + ア + イ

ア. 医師により新型コロナウイルス感染症と診断されたことが分かる書類

（被共済者氏名、診断病名、診断年月日が確認できるもの）

【例】

- ・医療機関で実施されたPCR検査や抗原検査の検査結果報告書
（医療機関名がない場合は、診療報酬明細書（「二類感染症患者入院診療加算」等の記載のあるもの）を追加で提出ください）
- ・県、保健所等からの陽性診断結果メール

イ. 重症化リスクが高いことが分かる書類

➤ 65歳以上の方	不要（契約情報で確認）
➤ 妊娠中の方	母子手帳など妊娠していることが分かる書類
➤ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方	重症化リスクがあり、医師判断によりコロナ治療薬あるいは新たに酸素投与がされていると分かる書類（診療報酬明細書など）

■ 療養期間は、これまでどおり「PCR検査等で陽性と診断された日から厚生労働省等の定める解除基準に該当した日」となります。

■ 令和4年9月7日より、症状が軽快すれば有症状患者の療養期間が7日間となったことを受け、治療報告書に記載された療養期間が8日超となる場合は、生命共済治療報告書余白に理由（「〇〇の症状が〇日以降継続したため」等）を記載ください。

5. お問い合わせについて

上記内容に関するお問い合わせについては、下記にて承ります。

なお、個別のご契約内容（共済金の支払いに関する事項等）については、支店窓口へお問い合わせください。

【JA 共済相談受付センター】

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前9時から午後6時（月曜日～金曜日※）

午前9時から午後5時（土曜日※）

※祝日を除きます。

JA・JA共済連は、皆さまのお役に立てるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上